

令和6年5月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和6年5月8日
武雄市農業委員会

令和6年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年5月8日（水）
 （開会）13時27分 （閉会）14時23分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲		○
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 なし

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 議案第3号 農地法第4条・5条及び第5条の規定による許可申請 13件
 議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について
 議案第5号 武雄市非農地証明願について 10件
 議案第6号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について
 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 3件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、令和6年5月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和6年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、8番 田代 了三委員、17番 坂口 友久委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 ありがとうございました。審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

「農地法第3条の規定による許可申請」が11件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっております。遺贈による所有権移転になっておりまして、土地は〇〇町の田1筆で24平米、畑1筆で604平米、合計2筆の628平米です。申請事由、平成22年6月5日遺贈により、所有権移転仮登記を行っている。受贈者は市外に居住しているため、管理ができないが、受贈者姉が自宅近く管理を行っているということです。こちらあまりこれまでケースとしては少ないかなと思います。議案資料1ページから6ページにかけて、この案件の経緯をまとめておりますが、一番わかりやすい資料としては、資料1ページ目の家族関係図から、かいつまんで説明させていただきます。1ページ目になりますが、まず、家族関係を、簡単にご説明いたしますと、こちらが〇〇さんという方が先妻にあたりまして、先妻の子が〇〇さんということで今回、遺贈をされた方ということですね。その遺贈によって、農地を譲り受けられたのが、〇〇さん、こちら後妻ですけれども、この方の子供さんということで〇〇さんという方がいらっしゃいます。〇〇さんと〇〇さんは、お母様が違うってということで、異母兄妹の関係になりますので、民法上の法定相続権はないというような整理になっております。遺言から今回の申請に至るまでの時系列の整理をそちらに記載をしておりますけれども、平成22年、遺言によって、〇〇さんから、法定相続人ではない〇〇さんで、農地を含む9筆の所有権移転が発生をしております。これを受けま

して、平成 23 年に〇〇さんの方で仮登記申請も行われております。当時は下限面積ですね、5 反要件っていうのがありましたので、そこでちょっと引っかかって、3 条申請をされなかったものと思われまして。昨年の 4 月に農地法の改正がありまして、5 反要件の廃止がなっております、今年、また再度相談に来られまして、〇〇さんの方で、3 条許可を得て、仮登記を本登記にしたいということで相談がありました。〇〇さんご自身はですね、〇〇市の方にご在住ということで、農地の管理はどうなっておりますかということで、その確認をいたしましたところ、各農地の状況ということで確認が取れております。今回農地としては 2 筆ございまして、2993 番 5 というのがですね、資料の 2 ページ目にですね、簡単に農地の所在をゼンリン地図の方でお示ししておりますけれども、〇〇溜池を中心に 2 筆でございます。2993 番 5 については、〇〇様のご自宅のすぐ下の方になっていまして。ここについては〇〇さん、〇〇さんのお姉さんになられますけれども、この方はご自宅すぐ上の方でございます、ここから自宅に近いということで、一部管理をしていただくことで、確認をさせていただいております。もう 1 つの 3021 番 2 については、〇〇さん、こちら〇〇さんのお姉さんですけれども、〇〇さんの名義で 3021 番 1 という土地がありますけれども、ここと合わせまして、この〇〇さんの方で利用権設定をされて、耕作をされておりますので、報告をさせていただいているという状況です。1 番については、以上です。

では議案の方に戻りまして、議案 1 ページの方に戻りまして、申請番号 2 番、3 番を合わせて説明させていただきたいと思っております。申請番号 2 番、3 番については田の交換ということになっております。〇〇町で 2 番、田 1 筆 1,668 平米、申請番号 3 番、同じ〇〇町の人で田 1 筆 648 平米となっております。申請については自己所有の隣接農地とともに一体的に耕作ができ、作業効率が良くなるということで、田の交換ということで 2 番、3 番で申請が上がっております。

申請番号 4 番です。権利の内容が所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑 1 筆 376 平米となっております。申請事由です。譲渡人、宅地とセットで譲りたい。譲受人、宅地とセットで相談があつて譲り受けたいということです。農地の価格についてですが、こちら今月の議案第 3 号の方で 5 条申請が出ておりますけれども、こちらの宅地とセットで〇〇円ということで、伺っております、農地単体の価格は不明でございます。

議案 2 ページに移ります。申請番号 5 番は権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の田の 1 筆で 587 平米となっております。申請事由、譲渡人は高齢のため、耕作管理ができない。譲受人、わのうになっており、現在も耕作しているため譲り受けたいということです。こちらは贈与ということで、金銭は発生をしております。

申請番号 6 番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の田 1 筆で、1195 平米となっております。申請事由です。譲渡人、売買の相談があつたので譲りたい。譲受人、きゅうりハウスのトレーニングファ

ームを卒業するので、農地を確保し、ハウス栽培したいということです。農地の価格は1筆〇〇円となっております。

申請番号7番です。権利の内容は所有権となっており、こちらも〇〇町の田1筆864平米、畑1筆517平米です。申請人は5番と重複しますので割愛させていただきます。農地の価格は2筆で〇〇円となっております。

申請番号8番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の田1筆で3074平米となっております。申請事由は6番7番と重複しますので、割愛させていただきます。農地の価格は1筆当たり〇〇円となっております。なお、申請番号6番7番8番につきましては、譲受人は〇〇様ということで、同じ就農地ということで、周辺の位置図を、一応参考でつけさせていただいております、別冊7ページ、〇〇とかのちょっと南の方に農地の一団がありまして、こちらを〇〇様の方で買い受けられまして、就農地とされるということです。

議案書の3ページになります。申請番号9番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の田1筆で798平米となっております。申請事由です。譲渡人、遠方に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人、所有する農地とわのうとなっており、耕作しやすいということです。農地の価格は1筆当たり〇〇円となっております。

申請番号10番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町で畑4筆882平米となっております。申請事由です。譲渡人は町外に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということです。農地の価格は4筆で〇〇円となっております。

申請番号11番、権利の内容は所有権移転となっております。農地は〇〇町の畑1筆、511平米となっております。申請事由です。譲渡人は遠方に住んでいるため、耕作管理ができない。譲受人は空き家とのセットで購入したいということです。空き家の所在については、〇〇20302番地に空き家がございます、こちらの方に転入予定となっております。農地の価格については、家とセットで〇〇円ということで伺っております。なお関連といたしまして、議案第5号で非農地証明願いとということで、6番、申請案件が関連、議案として今月、上げさせていただいております。

以上、11件、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が出されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この11件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから、質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明いたします。申請番号1番は、〇〇町の畑1筆、189平米となっております。申請事由です。現在遠方に住んでいるが、老後は不測の事態に備え、親族が住む故郷で過ごしたいということで、一般住宅の建設を予定されております。工事の完了はここ1年をめどに申請を出されております。農地区分の該当事項、評価基準の該当事項は、議案書記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第4条の規定による1件

の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第4条・第5条及び第5条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号「農地法第4条・第5条及び農地法第5条の規定による許可申請」を議題といたします。農地法第4条・第5条及び農地法第5条の規定による許可申請が13件提出されております。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

農地法第4条・第5条及び第5条の規定による許可申請。申請番号1番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田2筆、1,208平米。こちら農振除外済みとなっております。会社敷地内に分散している駐車場のスペースが不足し、また、1ヶ所は離れた場所にあり、不便だった。分散している駐車場を集約し、整備するため、申請に至る、ということで、駐車場20台分の駐車場を計画されております。工事完了時期は、許可後3ヶ月です。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の田2筆と畑2筆、合計4筆の2104平米。こちら4筆中、2筆が農振地でしたが、農振除外済みとなっております。当社は、鉄工所を運営している。現在の敷地が手狭となり、従業員の駐車場、資材運搬車両の駐車場及び資材置き場の土地を探していた。そこへ譲渡人より売買の相談があり、同意を得られたため、申請するものです。工事完了の時期は令和6年10月31日です。

次のページに参ります。申請番号3番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の畑2筆で362平米。現在、〇〇町に居住しているが、2度の水害を受けて、国の事業による工事のため、土地建物が収用となり、新たに新築する土地を確保する必要があった。申請地は、好条件の場所で、地主の同意も得られたので、申請に至るということで一般住宅を計画されております。工事完了時期は令和7年2月10日です。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑、1筆403平米。現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭であると感じており、土地を探していた。申請地は、実家にも近く、両親とも助け合って暮らせると考え申請に至るということで、一般住宅を計画されております。工事完了時期は令和6年12月31日です。

申請番号5番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑2筆428平米。こちら2筆とも農振除外済みとなっております。申請地東側に自宅、南側に会社があり、ともに駐車スペースが狭くて困っている。また、この周辺は冠水地域となるので、農業用車両や近隣住民の車両の避難場所として利用したいということで、10台分の駐車場や農機具置き場を計画されております。工事完了時期は、許可後10日となっております。

申請番号 6 番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の畑 2 筆で、855 平米。現在アパートに住んでいるが、結婚を機に新築を計画している。実家近くの土地を譲ってもらえることになったので申請に至る。ということで、同時利用地、宅地 1 筆を含め、総面積 1427.15 平米に一般住宅の計画をされており、工事完了の時期は令和 6 年 9 月 22 日です。

申請番号 7 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆 266 平米。自身が経営する建築業の資材置き場が手狭となったため、申請に至るということで資材置き場を計画しております。工事完了時期は令和 7 年 2 月中旬です。

申請番号 8 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 2 筆で 993 平米。こちら農振除外済みとなっております。申請地は、住宅地として、交通の利便性、環境も適しており、需要が見込まれる。譲渡人との条件も合ったので転用に至るということで、4 棟の建売分譲住宅を計画されております。工事完了の時期は令和 6 年 12 月末となっております。

次のページに参ります。申請番号 9 番、権利の内容は、賃借権設定。土地は〇〇町の田 1 筆、畑 2 筆、合計 3 筆の 305 平米。現在の事務所や従業員駐車場が手狭となっていたので、改善する計画を考察していた。この度、計画がまとまったので、申請に至る。ということで、同時利用地として宅地 6 筆を含む総面積 829.92 平米に事務所と従業員駐車場を計画されております。工事完了時期は令和 7 年 2 月末となっております。

申請番号 10 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑、1 筆 166 平米。現在の宅地内では、駐車スペースが狭いため、叔母の畑を譲り受け、駐車場を整備したい。ということで、3 台分の駐車場を計画されております。平成元年に、譲受人の叔父に当たる方が、申請地に小屋を建てられていたのですが、そのことについては顛末書の方を添付していただいております。工事完了の時期は令和 7 年 3 月 31 日です。

申請番号 11 番。権利の内容は、使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑、1 筆 64 平米。自宅敷地内には駐車スペースがないので、父の農地を借りて駐車場として利用したいということで、2 台分の駐車場を計画されております。現状のまま利用されるとのことで、工事完了の時期は許可後となっております。

申請番号 12 番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、287 平米。申請地東側に自宅があるが、駐車スペースが狭くて困っている。来客の際や農機具などは、少し離れた場所に土地を借りて止めているが、不便である。この度、譲渡人の同意を得たので、申請に至るということで、5 台分の駐車場を計画されております。工事完了の時期は令和 6 年 7 月下旬です。

申請番号 13 番。権利の内容は、使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑、一筆 378 平米、こちらの農振除外済みとなっております。現在アパートに居住しているが、子供の成長とともに手狭になってきたので、父の農地を借りて新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は令和 6 年 12 月。

農地区分及び各基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
このうち、1番と2番の案件については、4月26日に調査委員会を行いましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

4月26日にA班及び地元農業委員、推進委員さんで、市役所で調査委員会を開催し、議案第3号の農地法第5の規定による許可申請について審議を行いました。

申請番号1番の駐車場の整備については、周囲への影響がないよう配慮された計画となっており、特に質疑ありませんでした。

申請番号2番の駐車場及び資材置き場については、大型トラックの出入りに支障がないか、の質問に対して、乗り入れは従業員駐車場側の車両乗り入れ口のみを使用する。十分な幅があるため支障はない、との回答がありました。また、雨水放流設備となる家庭への法面の補強については、大丈夫かとの質問がありましたけど、張りコンクリートをして補強するという回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、この案件について調査委員会としては、転用の許可基準に、許可しても差し支えないという判断になりました。以上報告いたします。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりました。
この案件も含めて、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第3号 農地法第4条・第5条の許可申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第4条・第5条及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第2号
利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、6件、7筆、11,918㎡。

橘町、田、新規、6件、9筆 21,218㎡。

再設定、27件、37筆、66,499㎡。

朝日町、田、再設定、4件、7筆、12,663㎡。

若木町、田、再設定、7件、8筆、7,109㎡。

武内町、田、再設定、7件、11筆、17,592㎡。

東川登町、田、再設定、3件、5筆、6,323㎡。

西川登町、田、再設定、1件、1筆、3,073㎡。

山内町、田、新規、1件、1筆、1,790㎡。

再設定、9件、20筆、23,489㎡。

北方町、田、再設定、14件、32筆、55,988㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については36ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始
します。何かございませんか。

会 長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号
武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに
異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原
案どおり承認することに決しました。

《議案第 5 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 5 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について 10 件の証明願が提出されています。この案件について事務局かの説明をお願いします。

事務局 はい。失礼します。議案第 5 号についてご説明いたします。

資料は、議案書 10 ページからです。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 2 筆で、10 年以上耕作を行っておらず、山林化しているということで、自然的荒廃土地であって、かつ、耕作できなくなってから 10 年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項、4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 3 筆で、昭和 55 年頃、亡父が杉を植林し、現在は山林となっているということで、人為的に無断転用された土地で、かつ、その転用行為が 20 年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑。50 年ほど前から、小屋が建てられ、宅地課税となっているということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑。昭和 48 年頃、親族が新築し、居住していた。現在は空き家となっているが、宅地化しているということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の田で、令和 3 年の水害で田が被災し、また取水していた堰が崩れ、取水を行うことが不可能になった。農地に復旧させることが難しいということで、自然災害により、農地としての復旧が著しく困難な土地であるため、事務処理要領の該当事項 2 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 6 番、土地は〇〇町の畑。昭和 46 年に新築した時から宅地の一部として利用している。昭和 46 年に新築したときから宅地の一部として利用している。現在は空き家となっておりますが、議案第 1 号の 11 番で、3 条申請をされている譲受人の方が転入されてこられる予定となっております。こちらは事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

次のページに参ります。申請番号 7 番、土地は〇〇町の畑 5 筆。平成 26 年に相続したときには、すでに荒れていた。現在は木が生い茂り、山林となっているということで、非農地証明事務処理容量の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 8 番、土地は〇〇町の畑。昭和 55 年に新築した時から宅地の一部として利用されているということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断します。

申請番号 9 番も 8 番と同じ場所、関連の場所になります。申請番号 9 番、土地は〇〇町の田。昭和 55 年に新築した時から宅地の一部として利用されて

いるということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 10 番、土地は〇〇町の畑。25 年ほど前に新築し、車庫兼倉庫として利用し、現在に至るということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんからの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

5 番委員 5 番の案件ですけれども、これ水害に遭ったということですが、これは農林災害の申請はなされてなかったということですか。1 反 1 畝だけ。

事務局 申請人の方にちょっと聞き取りをしたところ、災害復旧をしてもらえなかったっていうようなニュアンスでお話をされていまして。多分、この農地の近辺に農地をお持ちだと思うんですけど、そこは復旧をさせていただいたけども、そこがちょっと復旧をしてもらえなかったっていうところ。農林課に確認して、来月の総会時に周知します。

5 番委員 やはりそういのもあるんですね、採択されないのも。

会 長 地元委員さん、何か。

〇〇番委員 本当に山の中にあってですよ。ポツンと作られていて、下も全然作られていなくて、荒れていて、もう本当、回りは作られていなくて、一つだけだから採択にならなかったと思うんですけど。ものすごく荒れている。車、通れないし。

〇〇番委員 災害があった上の方に、沢山、何か作ってるところがあったら、そこが災害の道なんかも、そこも補修していかんと、上に行かれないからということで、案外、災害の許可が下りるようなことを聞いたんです。ここはもうその畑だから、災害復旧してもらえなかった。上の方にまたあったら、してもらえたんでしょうか。

事務局 どの範囲までが対象になるかっていうことについては、担当課の農林課の方に確認をしてですね、また皆さん方に周知をしたいと思いますので、ちょっとお時間いただければと思います。

〇〇番委員・〇〇番委員

はい、分かりました。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第 5 号、10 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 10 件については、原案どおり証明することに決しました。

————— 《議案第 6 号 武雄市農業委員会の農地最適化推進委員の決定》 —————

会 長 次に、議題議案第 6 号を議題といたします。「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定」について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第 6 号について、ご説明いたします。資料 14 ページ、15 ページをお願いいたします。現在の農地利用最適化推進委員の任期が、今年 7 月 19 日までとなっており、農業委員会では、区長会や生産組合のご協力を得て、3 月に候補者の募集を行いました。農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、令和 6 年 3 月 1 日から 29 日まで約 1 ヶ月間、推薦書と応募書の受け付けを行ったところです。その結果、各担当区域において定数 26 人と同数の 26 人の候補者が推薦されました。つきましては、推薦された候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱するために必要ですので、15 ページの方の武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員について承認をお願いいたします。案には条例で定められた担当区域、その内訳として、区域名、範囲、定数、それに推進委員の氏名、参考として推薦者を記載しております。今回の提案につきましては、条例どおりの 26 人となっております。任期につきましては、通常でしたら 7 月 20 日からですが、20 日が土曜日で、臨時総会を 22 日、月曜日に開催を予定しており、会長を選出してからの委嘱となりますので、今回の任期は令和 6 年 7 月 22 日から令和 9 年 7 月 19 日となります。参考として、こ

の議案の関係法令を14ページに記載をしております。説明については省略させていただきます。

また、農業委員につきましては、推進委員と同時期に募集し、先月、農業委員評価委員会を開催して、定数の19名を農業委員として内定したところです。農業委員は、6月の市議会で同意を受けた後に、7月22日に開催予定の臨時総会で市長から任命を受ける予定としています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長 議案第6号について、質疑はないでしょうか。
意見もないですか。
議案第6号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、原案どおり決定することに決まりました。事務局からの通知を出してください。よろしくお願いいたします。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出》 —————

会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」について、3件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、説明します。200平米未満の農業施設への転用についての届け出となります。

番号1番は、〇〇町の畑1筆、163平米。転用目的は農機具等物置。転用の時期は令和6年4月1日から令和6年4月5日。転用理由については、自宅に隣接した自己所有の農地を農機具置き場にしたいということで、届け出をされております。

番号2番、土地は、〇〇町の畑1筆237平米のうち104.50平米。転用目的は、農業用倉庫。転用期間は令和6年5月1日から令和6年7月31日。転用の理由は、農業用具を格納するための倉庫が必要ということで届け出がされております。

番号3番、土地は〇〇町で、田の695平米の内、56平米。転用目的は、農業用倉庫。転用の時期は令和6年4月1日から令和6年6月30日。転用理由は、自宅に隣接した自己所有の農地に農業用倉庫を建てたいということで届け出がされております。

以上、3件報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、これは報告事項ですので、この程度で終了したいと思います

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日の準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年5月の農業委員会総会を終わります。